

令和4年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年6月7日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 4 年 6 月 7 日		午 前 10 時 00 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 4 年 6 月 7 日		午 前 11 時 55 分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会 議 録 署 名 議 員	5 番		村 山 昇	10 番		宇 佐 信 行
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生 涯 学 習 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生 涯 学 習 課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住 民 ほ け ん 課 長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住 民 ほ け ん 課			
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課		建 設 課			
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課		農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一	産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第1号	多良木町税条例の一部を改正する条例
報告第2号	多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
報告第3号	多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
報告第4号	令和3年度多良木町一般会計補正予算（第12号）
報告第5号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
報告第6号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
報告第7号	令和3年度多良木町一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第8号	令和3年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第9号	令和3年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
議案第1号	熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
議案第2号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
議案第3号	立木処分について
議案第4号	令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負契約の締結について
議案第5号	令和4年度多良木中学校体育施設改修工事請負契約の締結について
議案第6号	多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第7号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 4 年度第 1 回多良木町議会(6 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) おはようございます。令和 4 年度第 1 回多良木町議会(6 月定例会議)の議会運営委員長の報告をいたします。

令和 4 年 6 月 1 日及び本日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 4 年度第 1 回多良木町議会(6 月定例会議)の議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 6 月 7 日から 6 月 13 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、報告第 1 号から日程第 12、報告第 9 号までの報告を受け、日程第 13、議案第 1 号から日程第 20、議案第 8 号までについては、本日、説明のみとし、6 月 10 日に審議・採決を行います。

本日の本会議終了後から 6 月 9 日までは、各常任委員会といたします。

6 月 10 日、審議・採決終了後と 13 日は一般質問を行います。今回、3 人の方より通告がっております。配付のと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、5 件の提出があり、2 件は配付してあります陳情・要望文書表のとおり関係常任委員会へ付託、1 件は議員配付、2 件は議長預かりといたしました。

13 日、議会最終日の日程第 2、諮問第 1 号から日程第 4、諮問第 3 号までの人事案件につきましては、投票による表決とします。

本定例会議の運営につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。発言する際も、マスク着用のままお願いいたします。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いしており、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

また、本定例会から、専決処分等の報告及び議案説明並びにそれらに対する質疑への答弁に関する執行部対応につきましては、スムーズな議事運営の観点から、議員同様、自席での対応とすることといたしました。

以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。以上です。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度の2月分、3月分、4月分、令和4年度4月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

人吉球磨広域行政組合、12番落合健治さん。

○12番（落合健治君） それでは、人吉広域行政組合のほうから報告をさせていただきます。

令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が3月25日、人吉球磨クリーンプラザにおいて開催されました。

日程第1、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第2、令和4年度人吉球磨広域行政組合一部会計予算、日程第3、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑・採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

日程第4、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告では、調査特別委員会解散の報告があり、全議員異議なく了承されました。

日程第5、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定されました。

以上、令和4年度第1回人吉球磨広域行政組合定例会について報告いたします。

なお私を含め、広域行政の議員が3名いますので、詳細をお聞きになりたい方は、お尋ねいただければと思います。これで報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

町長及び教育長から行政報告の申出があつておりますが、配付しております報告用紙のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、配付しております陳情・要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第91条及び94条の規定により、受理番号1「多良木町内の街路灯の管理に関する要望書」は、総務産業常任委員会へ、受理番号2「シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書について」は、厚生建設文教常任委員会へ、それぞれ付託いたしましたので報告いたします。

なお、受付番号336「女性トイレの維持及び安心安全の確保についての陳情」については、議員配付いたしましたので報告いたします。

それではここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。それでは、私の方から提案理由のご説明をさせていただきます。

今回、審議をお願いいたします案件は、地方自治法第180条及び町長の専決処分事項の指

定に関する条例第2条の規定に基づき専決処分をさせていただきました、多良木町税条例の一部改正ほか、条例関係が3件でございます。

続きまして令和3年度の補正予算といたしまして、一般会計補正予算、それから国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算、それから後期高齢者医療特別会計の補正予算の3件、以上合わせまして6件の専決処分のご報告でございます。

それから、令和3年度から令和4年度へ繰越しました事業の繰越計算書のご報告が3件。

それから熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更についての同文議決が1件でございます。

条例等の議案といたしまして、辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定が1件ですね、それから町有林の立木処分、工事請負契約の締結、これは槻木南線に関するものと中学校体育施設の改修工事でございます。これが2件。多良木町税条例等の一部改正など、合わせまして5件でございます。

それから、令和4年度の補正予算といたしましては、一般会計補正予算と介護保険特別会計補正予算の2件でございます。

人事案件といたしまして、人権擁護委員の推薦が3件、以上、全部で20件の案件をご提案させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますように、よろしく願いいたします、私からの提案理由のご説明とさせていただきます。

以上どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前10時12分休憩）

（午前10時13分開議）

日程第4 「報告第1号」 多良木町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き開議を開きます。

町長の提案理由の説明が終わりました。

先ほど議会運営委員長の報告にありましたように、これから先、執行部は自席での対応をお願いいたします。

それでは、日程第4、報告第1号、多良木町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。東税務課長。

○税務課長（東 健一郎君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けております。専決処分第6号、1、専決処分した事件、多良木町税条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和4年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴い、多良木町税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の方で説明させていただきます。また併せて議案説明資

料の方で説明させていただきます。

それでは説明させていただきます。今回の改正の主な内容でございますが、令和4年度税制改正大綱に基づき地方税法等の改正が行われたことに伴い、多良木町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

なお、この条例改正は令和4年4月1日施行分についてのみ専決処分を実施したものでございます。

新旧対照表の方でございますが、第48条（法人の町民税の申告納付）第9項及び第15項でございますが、これにつきましては、地方税法改正による項ズレを反映させたものでございます。

次の第73条の2（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）第1項でございますが、地方税法第382条の2ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴う改正でございます。

次の第73条の3（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）第1項でございますが、これは地方税法第382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正に伴う改正でございます。

この今申し上げました2条の改正により、市町村長は、固定資産課税台帳を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他固定資産課税台帳を閲覧に供し又は当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、住所の削除など必要な措置を講ずることができることを法令上明確化したものでございます。いわゆるDV等の被害者対策のための改正でございます。

続きまして附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）第2項でございますが、これにつきましては、下水道除害施設に係る特例措置で、対象が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されたものについては、課税標準を5分の4としたものでございます。

次の第3項から第23項までは、条例改正の項ズレを反映させたものでございます。

次の第24項でございますが、項を挿入しまして、以下の項を繰り下げたものでございます。この24項は、特定都市河川浸水災害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置で、3年間は課税標準を4分の3としたものでございます。

次の附則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）第9項及び第11項でございますが、これにつきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。主な改正内容につきましては、対象資産の改修期限を令和6年3月31日まで延長したうえで、対象を平成26年4月1日以前から所在する住宅、また対象となる断熱改修工事に要した費用の額の下限を60万円超、現行が50万円でございますが、とした等の改正でございます。

次の附則第12条（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）第1項でございますが、これにつきましては、令和4年度に限り、商業地等に係る負担調整措置を課税標準の上昇幅の2.5%とした改正でございます。これは景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、令和3年度の固定資産税の評価替えを反映させた結果、課税額が上昇する商業地について、増加する上限額を前年の課税標準額の2.5%、本来5%でございますが、としたものでございます。

最後に附則部分でございますが、第1条、施行期日でございますが、令和4年4月1日から施行でございます。

第2条、経過措置第1項で別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多良木町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとしております。また第2項では、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとしております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これで、報告第1号、多良木町税条例の一部を改正する条例を終わります。

日程第5 「報告第2号」 多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、報告第2号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。東税務課長。

○税務課長（東 健一郎君） それでは、報告第2号について説明させていただきます。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページにまいりまして、専決処分書の写しを付けております。専決処分第7号、専決処分した事件、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、令和4年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴い、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、新旧対照表及び議案説明資料の方で説明させていただきます。

それでは説明させていただきます。主な内容でございますが、令和4年度税制改正に基づき地方税法等の改正が行われたことによるもので、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の見直しが行われたものでございます。これに伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

まず新旧対照表の説明でございますが、第2条（課税額）第2項、これにつきましては、基礎課税額の賦課限度額を規定しております。改正前の賦課限度額63万円を65万円に改正したものでございます。

次の第3項、これにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を規定しております。改正前の賦課限度額19万円を20万円としたものでございます。

次の第23条（国民健康保険税の減額）第1項でございますが、これは減額後の賦課限度額を規定いたしております。第2条と同様に、基礎課税額賦課限度額63万円を65万円に、後期高齢者支援金等課税賦課限度額19万円を20万円にそれぞれ改正したものでございます。

附則部分でございますが、第1項、施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。

第2項、適用区分につきましては、改正後の多良木町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるといたしております。

資料の、その下段に参考を付けておりますが、これは表にしたものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を終わります。

日程第6 「報告第3号」 多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第6、報告第3号、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、報告第3号についてご説明します。

報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

次のページに専決処分書の写しを載せております。専決処分第8号、1、専決処分した事件、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月25日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により専決処分したものでございます。

中身につきましては議案説明資料において説明させていただきます。

今回の改正につきまして、主な内容としましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、条例でこの法律施行規則の引用部分を改正したものでございます。

改正前の第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号としまして、第2号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。）以下「施行規則」という。）第1条第3号」を、「施行規則第1条第4号」に改めた後、第2号を第3号に繰下げまして、第1号の次に新たに「第2号 同居親族等特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。」を追加しております。

次に、第2号の追加に伴いまして、第9条中「同居親族」となっておった部分の次に「等」を追記しております。附則としまして、施行日は令和4年4月1日となっております。

以上報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を終わります。

執行部の皆様にお伝えいたします。日程第12までは、プライベートモードでお願いいたします。日程第13からシェアモードでお願いいたします。

日程第7 「報告第4号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算（第12号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、報告第4号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第4号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書の写しを付けております。専決処分第9号、1、専決処分した事件、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第12号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号及び第4号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。予算書の方をつけております。

令和3年度多良木町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるものでございます。第1条で歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,372万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,698万3,000円としたものでございます。

第2条で地方債の補正を行っております。地方債の変更でございます。

ここから先は、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。今回の主な内容につきましては、年度末におけます特定財源の増減、それから、ふるさと納税推進事業費の精算でございます。

第2表に継続費が入っておりますが、こちらはちょっと間違いでございますので、削除していただきたいと思っております。

その下の第2表の地方債の補正でございます。変更で、起債の目的の2の過疎対策事業債が、限度額の補正後が5億4,190万でございます。100万円の減額でございます。内容といたしましては、ソフト事業の充当精算によるものでございます。

次の4、災害復旧事業債で、限度額の補正後が2,490万円でございます。10万円の追加でございます。事業費実績によるものでございます。

次に事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入で款2、項1、地方揮発油譲与税から款8、環境性能割交付金までは、実績額による増減を行っております。

款10、項1、目1、節1、地方交付税803万1,000円でございます。普通交付税を今回補正の一般財源として追加いたしております。

款12、分担金及び負担金から款15、県支出金の歳入についても実績による増減を行っております。

款17、項1、目2、節1、指定寄附金で、多良木町ふるさと応援寄附基金511万6,000円。令和3年度寄附見込額1億2,543万3,000円に合わせた追加を行っております。それから青少年健全育成指定寄附金で100万円を追加いたしております。宮本電機株式会社様からでございます。

款 21、項 1、目 2、衛生債から目 7、教育債まででございますが、各節、説明欄のとおり過疎債のソフト事業分を歳出の実績に合わせて増減を行っております。

款 21、項 1、目 8、節 2、林業用施設災害復旧事業債で 10 万円でございます。事業実績による追加を行っております。

次に歳出でございますが、歳出は主に財源振替を行っております。その中で款 2、項 1、目 14、基金費で節の 24、積立金ですが、182 万 8,000 円で、多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立につきましては、寄附補正額 3 割分を追加いたしております、多良木町森林環境譲与税基金積立につきましては、事業充当後の精算分を追加いたしております。

款 2、項 1、目 19、ふるさと納税推進事業費で 1,344 万 7,000 円でございます。各節、説明欄のとおり、謝礼関係経費の精算を行っております。節 18、負担金補助及び交付金で、次のページになりますが、補助金で多良木財団への精算額を追加いたしております。こちらには、令和 2 年度返礼品未発送分経費の精算も含んだところでございます。

款 3、項 1、目 3、国民健康保険費、それから目 9、後期高齢者医療費につきましては、特別会計繰出金の精算を行っております。

あと最後に地方債の現在高調書をつけております。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 4 号、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 12 号）を終わります。

日程第 8 「報告第 5 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、報告第 5 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）を議題といたします。

報告を求めます。岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは議案の 40 ページをお開きください。報告第 5 号でございます。

専決処分報告でございますが、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書の写しを添付しております。専決処分第 10 号、1、専決処分した事件、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。専決処分第 10 号、令和 3 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものでございます。第 1 条で歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,262 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 6,437 万円とするものでございます。

これからは説明資料の方で説明をさせていただきたいと思っております。説明資料の 7 ページをお開きください。

主な内容でございますが、県補助金の交付決定に伴う補正を今回行っております。事項別明細書の主なものでございますけども、まず歳入、

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 44 分休憩）

（午前 10 時 44 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは事項別明細書の主なものを説明申し上げます。

まず歳入でございますが、款の 3、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金で 2,307 万 4,000 円の減額をいたしております。これは県補助金の交付決定に伴う減額でございます。補正後の予算額につきましては 10 億 2,624 万 8,000 円となります。

次に款の 5、項の 1、目の 1、一般会計繰入金でございますが、56 万円の減額でございます。これは出産育児一時金でございますけども、予算上、10 名分計上しておりましたが、8 名ということで確定いたしましたので、今回減額をするものでございます。

次に款の 7、項の 3、目の 2、一般被保険者第三者納付金で 101 万 1,000 円を増額でございます。これは交通事故等の医療費で、多良木町国民健康保険が負担した分を連合会の方から受入れをするというものでございます。既設予算 1,000 円でございますので 101 万 1,000 円を追加して 101 万 2,000 円とするものでございます。5 名分が対象でございます。

次に歳出でございます。款の 2、項の 1、目の 1、一般被保険者療養給付費で 1,600 万円を減額しております。これは県の補助金の交付決定に伴う減額となります。

次に款の 2、項の 4、目の 1、出産育児一時金でございますが、84 万円の減額でございます。支出額の確定に伴う減額でございます。歳入のところでも申し上げたとおり、8 名分ということでございます。減額後が 8 名分ということでございます。

款の 6、項の 2、目の 1、特定健康診査事業費 204 万 2,000 円の減額でございます。決算見込みによる不用額を今回減額をさせていただいております。

最後に款の 8、項の 2、目の 1、直営診療施設勘定繰出金 379 万 5,000 円の減額でございます。これ県の補助金の交付決定に伴う減額となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 5 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）を終わります。

日程第 9 「報告第 6 号」 令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 9、報告第 6 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

報告を求めます。岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは報告第 6 号でございますが、議案の 51 ページをお開きください。

報告第 6 号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書の写しを付けております。専決処分第 11 号、1、専決処分した事件、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。専決処分第 11 号、令和 3 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。第 1 条で歳入歳出予算の補正ということですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 587 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,521 万円とするものでございます。

これから先は、議案説明資料で説明を申し上げます。8 ページをお開きください。

今回の補正の主な内容でございますが、保険料の決算見込み、それから繰入金の確定に伴う補正となっております。

事項別明細書の主なものを説明申し上げます。

まず歳入でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、特別徴収保険料で 275 万 5,000 円の減額でございます。これは決算見込みによる減額でございます。補正後の予算といたしましては 6,540 万円となっております。

次に款の 1、項の 1、目の 2、普通徴収保険料で 87 万 9,000 円の減額でございます。これにつきましても決算見込みによる減額となっております。

次に款の 3、項の 1、目の 1、事務費繰入金で 99 万 2,000 円の減額でございます。事務費繰入額確定に伴う減額ということでございます。

次に款の 5、項の 4、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入でございますが、95 万 5,000 円の減額でございます。健診受託事業の決算見込みに伴う減額ということになります。補正後の予算につきましては 580 万 6,000 円ということでございます。

次に歳出を申し上げます。款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、390 万 9,000 円の減額でございます。これは保険料負担金の確定に伴う減額となっております。

最後に款の 3、項の 1、目の 1、健康診査費で 117 万 3,000 円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みによる不用額を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 6 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を終わります。

日程第 10 「報告第 7 号」 令和 3 年度多良木町一般会計継続費繰越計算書の報告 について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 10、報告第 7 号、令和 3 年度多良木町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案の 60 ページでございます。

報告第 7 号、令和 3 年度多良木町一般会計継続費繰越計算書の報告について、地方自治法

第 212 条第 1 項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

次のページに計算書を付けておりますが、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。9 ページでございます。

主な内容につきましては、令和 3 年度第 7 回 3 月定例会議の補正予算第 10 号で可決されました継続費における翌年度繰越額の報告でございます。

令和 3 年度多良木町一般会計継続費繰越計算書の説明をいたします。

款 3、民生費、項 1、社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費、継続費の総額は 1 億 3,534 万 8,000 円でございます。令和 3 年度継続費予算現額が 1 億 2,523 万 7,000 円でございます。支出済額及び支出見込額が 1 億 795 万 7,528 円でございます。残額の 1,727 万 9,472 円、こちらが翌年度繰越額になります。財源は繰越金でございます。

繰越額の財源内訳が繰越金ということで、国庫支出金の年度配分都合によりまして、令和 3 年度に一般財源を措置いたしております。令和 4 年度に一般財源分の国庫支出金が歳入されることとなっております。

なお繰越後の執行状況でございますが、まだ現在、未執行でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 7 号、令和 3 年度多良木町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第 11 「報告第 8 号」 令和 3 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、報告第 8 号、令和 3 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案の 62 ページでございます。

報告第 8 号、令和 3 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページに計算書を付けておりますが、ここから先は議案説明資料の方で説明を行いますので、そちらをお願いいたします。10 ページでございます。

主な内容につきましては、令和 3 年度第 8 回 3 月会議の補正予算第 11 号で可決されました繰越明許費の報告でございます。

令和 3 年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明でございますが、事業費の合計が 12 億 3,425 万 1,000 円ございまして、これは対象事業 10 件の合計でございます。翌年度繰越額の合計が 4 億 87 万 6,000 円でございます。

繰越額合計の財源内訳でございますが、既収入特定財源が 1,497 万 8,000 円でございます。これは地方債償還事業分ございまして、中学校改築事業補助金が財源となっております。

未収入特定財源で国庫支出金が 2 億 9,010 万 4,000 円、地方債が 8,460 万円、一般財源が 1,119 万 4,000 円でございます。

繰越後の執行状況でございますが、それぞれ事業は実施中でございますが、地方債償還事業については完了をいたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第8号、令和3年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第12 「報告第9号」 令和3年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第12、報告第9号、令和3年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案の64ページでございます。

報告第9号、令和3年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法第220条第3項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページに計算書を付けておりますが、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお願いいたします。11ページでございます。

主な内容につきましては、令和3年度において、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらなかつた経費の報告でございます。

令和3年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の説明でございますが、まず1件目が、款11、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、事業名、農業用施設災害復旧事業でございます。これは令和2年度 令和2年災永平地区排水路災害復旧工事外4件でございます。翌年度繰越額が1,054万円でございます。繰越額合計の財源内訳が既収入特定財源は0円でございます。未収入特定財源が、国県支出金926万6,000円、一般財源127万4,000円でございます。繰越後の執行状況ですが、既に事業を完了いたしております。

2件目が、款11、災害復旧費、項2、公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧事業で、令和2年度 令和2年災町道小鶴線災害復旧工事でございます。翌年度繰越額が400万円でございます。繰越額合計の財源内訳が、既収入特定財源は0円、未収入特定財源で、国県支出金が235万5,000円、一般財源が164万5,000円でございます。繰越後の執行状況といたしましては、事業実施中でございます。

3番の事故繰越しの理由でございますが、1件目、2件目ともに、人吉球磨地域における令和2年7月豪雨災害復旧事業の影響によりまして、作業員や資材の確保が出来なかつたため、当該工事の年度内完成が困難となったためでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告9号、令和3年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 02 分休憩)

(午前 11 時 12 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程します日程第 13、議案第 1 号から日程第 20、議案第 8 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、4 日目の 6 月 10 日に審議・採決をお願いしたいと思います。

ここからシェアモードに切りかわります。もし書き込みをされる場合は、プライベートモードに切替えて書き込みをされるようお願いいたします。

日程第 13 「議案第 1 号」 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 13、議案第 1 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についての説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 1 号についてご説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要があるものでございます。

内容につきましては議案説明資料で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容につきましては、規約改正に伴います構成市町村の同文議決でございまして、新旧対照表の中身の説明でございますが、改正前の別表第 1、組合を組織する地方公共団体及び別表第 2、組合の共同処理する事務中の小国町外一ヶ町公立病院組合を、小国郷公立病院組合に改めるものでございます。

附則といたしまして、熊本県知事の許可のあった日から施行しまして、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 14 「議案第 2 号」 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 2 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについての説明を求めます。

林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、議案第 2 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 2 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、槻木辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり定めることとするものでございます。

提案理由につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページから 3 ページにわたり、今回の総合整備計画書を掲載しております。説明の方は、議案説明資料の方で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明の方をさせていただきます。

主な内容ということで、槻木辺地に係る総合整備計画の策定であること。林道及び消防施設に係る整備であること。5 年間の計画で、令和 4 年度から 8 年度であること。総事業費が

4,954万3,000円でありまして、内訳としましては、特定財源が1,937万1,000円、辺地債が2,460万円、一般財源で557万2,000円となる計画でございます。

趣旨ということで掲載しております。槻木辺地に係る総合整備計画については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づくものであります。

この法律は辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定めたものであります。

槻木辺地は、前回、総合整備計画を平成29年度から令和3年度の計画期間で策定しており、その間、林道舗装事業や消防施設整備事業を実施し、一定の効果が得られたところでございます。

しかしながら、未だ、補修が必要な林道及び林道橋が残っていること、消防施設においても相当の年数を経過し、更新が必要であることなど、引き続き計画的な整備が必要な状況であります。そのため、今回、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年の計画を定め、財政的に有利な辺地債の借入を行い、確実な事業を実施していく必要があります。

総合整備計画書の内容ですが、項目が三つございまして、それぞれまとめたものを記載しております。

まず一つ目に、辺地の概況でございます。辺地の人口は、令和4年4月1日現在で96人、面積の方は84.9平方キロメートルでございます。辺地を構成する字の名称ということなんですけども、これは槻木地区の小字名を記載しております。

次に、地域の中心の位置ということで、こちらは多良木町大字槻木字本園727番地1ということで、槻木小学校付近になります。

あと、辺地度点数という点数を出さなければいけないんですけども、槻木辺地については320点となっております。この点数なんですけれども、辺地の中心から駅やバス停等の公共交通機関及び市役所、役場、学校など公共施設までの距離等をもとに算出しております。ちなみに、辺地度点数が100点以上が必要となっております。

二つ目として、公共的施設の整備を必要とする事情ということで掲載をしてるんですが、こちらの方には、自然災害等により孤立する危険性が高い槻木地区の状況、林道や林道橋の補修の必要性、また消防施設の更新の必要性を記載しているところでございます。

三つ目として、公共的施設の整備計画ということで掲載しておりますが、先ほど言いましたとおり、計画期間が5年間でございます。

林道に関する総事業費は4,822万3,000円となっております。うち辺地債の事業費は2,330万円を予定しているところでございます。

消防施設に関する総事業費は132万円で、うち辺地債対策事業債は130万円を予定しているところでございます。

あと、施設別年次別計画についても掲載しております。

橋りょう長寿命化事業ということで、犬喰橋5と6号橋の補修、こちらの方は令和4年度から令和5年度、また犬喰橋の補修ということで、令和7年度から令和8年度を予定しているところです。

次に、林道舗装事業ということで、林道槻木南線舗装工事の方を令和5年度から令和6年度予定しております。

次に、消防施設等整備事業ということで、小型動力ポンプの購入を令和4年度に予定をしておるところです。

それぞれの事業を計画しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 15 「議案第 3 号」 立木処分について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 3 号、立木処分についての説明を求めます。
水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 議案第 3 号、立木処分についてご説明をいたします。

令和 4 年度において、下記のとおり多良木町公有林林地の立木を処分することとするものでございます。

こちらにつきましては、平成 23 年度から行っております主伐事業についてを入れております。

場所につきましては下の表でご説明をいたします。番号 1 号、大字多良木字ナバエ松。林小班 32 林班 1-3 小班、32 林班 1-6 小班。林齢、55 年生、56 年生。面積、6.26 ヘクタール。樹種、ヒノキ。材積、3035.94 立方メートル。

提案の理由といたしましては、普通財産の立木を処分するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

よろしく申し上げます。

日程第 16 「議案第 4 号」 令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災） 災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 4 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負契約の締結についての説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 議案第 4 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。

契約の目的といたしましては、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事、契約の方法、指名競争入札、3、契約の総額、一金 1 億 2,947 万円、うち取引に係る消費税額 1,177 万円、4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字久米 357 番地、株式会社川口建設 代表取締役 川口昇二、5、支出科目、繰越明許、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費。

提案の理由、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページに開札調書の方を付けております。こちらは後でご確認いただければというふうに思っております。

説明を終わります。よろしく申し上げます。

日程第 17 「議案第 5 号」 令和 4 年度多良木中学校体育施設改修工事請負契約 の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 5 号、令和 4 年度多良木中学校体育施設改修工事請負契約の締結についての説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第 5 号、令和 4 年度多良木中学校体育施設改修工事請

負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和4年度多良木中学校体育施設改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。

1、契約の目的、令和4年度多良木中学校体育施設改修工事、2、契約の方法、単独随意契約、3、契約の総額、1億9,976万円、うち取引に係る消費税額1,816万円、4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木144番地1、味岡・丸昭建設工事共同企業体 代表味岡建設株式会社代表取締役 味岡俊彦、5、支出科目、款、教育費、項、中学校費、目、中学校校舎改築事業費、節、工事請負費でございます。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

日程第18 「議案第6号」 多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第18、議案第6号、多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについての説明を求めます。

東税務課長。

○税務課長（東 健一郎君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて。

説明につきましては新旧対照表の方で説明いたしますが、説明の方は議案説明資料の方でさせていただきます。そちらの方をお願いいたします。

今回の改正の主な内容でございますが、今回の改正は、令和4年度税制改正大綱に基づき地方税法等の改正が行われたことに伴い、多良木町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、令和4年4月1日施行分につきましては専決処分し、令和4年4月1日施行以外分について今回ご提案申し上げます。

新旧対照表の方でございますが、まず第1条による改正、多良木町税条例（昭和40年多良木町条例第1号）でございますが、第18条の4（納税証明書の交付手数料）第1項でございます。地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わるものとして法施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でございます。いわゆるDV等の被害者対策でございます。

次に第33条（所得割の課税標準）第4項及び第6項でございますが、総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用するものでございます。これは上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させるものでございます。

次に第34条の9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）第1項及び第2項でございますが、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うものとするものでございます。

次に第36条の2（町民税の申告）第1項でございますが、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

次に第2項でございますが、これは地方税法施行規則改正に伴う項ズレの反映でございます。

次に第36条の3第2項及び第3項でございますが、地方税法改正に伴う規定の整備でございます。

次に第 36 条の 3 の 2、見出しを「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」と改正し、第 1 項第 1 号の次に号を挿入し、第 2 号以下を繰り下げるものとさせていただきます。内容につきましては、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものとさせていただきます。

次に第 36 条の 3 の 3、見出しを「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」と改正し、第 1 項第 1 号の次に号を挿入し、第 2 号以下を繰り下げるものとさせていただきます。内容につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び 16 歳超の扶養親族、退職手当等を有する者に限ります。これを有するものについて提出義務を追加し、また記載事項に配偶者の氏名を追加するものとさせていただきます。

次に第 73 条の 2（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）第 1 項でさせていただきます。地方税法第 382 条の 4 の規定により、固定資産課税台帳に住所に代わるものとして法施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないとする法律改正に伴う改正でさせていただきます。DV 等の対策でさせていただきます。

次に第 73 条の 3（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）第 1 項でさせていただきます。地方税法第 382 条の 4 の規定により、記載事項証明書に住所に代わるものとして法施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴うものとさせていただきます。DV 等の被害者対策でさせていただきます。

次に附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項でさせていただきますが、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しが行われまして、適用期限が 4 年間延長され一定の家屋を令和 7 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合を対象とする等の改正でさせていただきます。

次に附則第 16 条の 3（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）第 2 項でさせていただきますが、これは申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用するものとさせていただきます。

次に附則第 17 条の 2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）第 3 項でさせていただきますが、これにつきましては、引用条項の削除に伴う規定の整備でさせていただきます。

次に附則第 20 条の 2（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）第 4 項でさせていただきますが、これは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」の改正にあわせて改正を行うものとさせていただきます。これは申告方式の選択に係る規定の整備でさせていただきます。

次に附則第 20 条の 3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）第 4 項及び第 6 項でさせていただきます。これは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正にあわせて改正を行うものとさせていただきます。内容は申告方式の選択に係る規定の整備でさせていただきます。

次は附則第 25 条（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）第 1 項でさせていただきますが、これにつきましては、次条の第 26 条を削除することによる規定の整備でさせていただきます。

次の附則第 26 条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）これにつきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴いまして、本特例を必要としなくなったことから、削除するものとさせていただきます。

続きまして第 2 条による改正でさせていただきます。多良木町税条例の一部を改正する条例（令和 3 年多良木町条例第 19 号）でさせていただきます。これにつきましては、第 1 条による改正で「第 36 条の 3 の 3」につきましては、その施行日を令和 5 年 1 月 1 日としております。

また「第 36 条の 3 の 3」につきましては昨年 6 月に改正いたしました多良木町税条例の一部を改正する条例（令和 3 年多良木町条例第 19 号）でさせていただきますが、これに含まれてお

りまして、その施行日が令和6年1月1日となっております。このため、今回第2条の改正により規定の整備を行うものでございます。

最後に附則といたしまして第1条（施行期日）でございますが、この説明資料に記載のとおりでございます。

次に第2条では納税証明書に関する経過措置、第3条では町民税に関する経過措置、第4条では固定資産税に関する経過措置を規定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第19 「議案第7号」 令和4年度多良木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第19、議案第7号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

令和4年度多良木町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,259万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,859万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容につきましては、人事異動に伴います人件費の移動、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、子育て世帯生活支援特別給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算の追加でございます。事項別明細書の主なものを説明いたします。

まず歳入でございますが、款14、項1、目2、節2、保健衛生費負担金563万1,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を追加いたしております。

款14、項2、目1、節1、総務費補助金1億1,799万6,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加いたしております。

款14、項2、目2、節2、児童福祉費補助金で、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金700万円、事務費補助金99万7,000円を追加いたしております。コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴います給付金で、全額国庫負担でございます。

款14、項2、目3、節1、保健衛生費補助金1,461万7,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を追加いたしております。

款14、項3、目1、節2、選挙費委託金で284万円。参議院議員選挙費委託金を追加いたしております。

款14、項3、目4、節1、消防費委託金で400万円。消防団の力向上モデル事業委託金を追加いたしております。事業の上限が200万で、10分の10が対象で2事業が採択となっております。

款15、項2、目1、節5、地域づくり推進事業費県補助金で268万円の減額でございます。地域づくり夢チャレンジ推進事業費県補助金で、観光推進事業を新型コロナ臨時交付金事業へ組み替えるための減額でございます。

款19、項1、目1、節1、繰越金で1,914万円でございます。今回の補正の一般財源として追加いたしております。款20、項4、目4、節1、雑入、コミュニティー助成事業助成金で200万円で、一般コミュニティー事業交付決定によります追加でございます。多良木6区の3の分でございます。

次に歳出でございますが、人事異動に伴います人件費の移動につきましては、説明を省略させていただきます。

款 2、項 1、目 1、一般管理費、節 3、職員手当等で、超過勤務手当 237 万円でございます。年度末までの不足見込額を追加いたしております。こちらの方からは総務課、危機管理防災課、企画観光課、会計室分を支出するものでございます。

款 2、項 1、目 10、まちづくり推進事業費、節 18、負担金補助及び交付金、補助金でコミュニティ助成事業補助金 200 万円、多良木 6 区の 3 で、備品購入等の事業でございます。

款 2、項 1、目 20、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で 1 億 1,799 万 6,000 円でございます。下の方に表にいたしておりますが、次の事業を各節、説明欄に追加をいたしております。

次に款 2、項 4、目 3、参議院議員選挙費 284 万円。今後想定される経費を追加いたしております。

款 3、項 1、目 5、老人福祉費で 189 万 4,000 円、会計年度任用職員の追加雇用の経費を追加いたしております。

款 3、項 2、目 3、学園費 745 万 2,000 円でございます。定員に満たない措置費不足分の指定管理委託料を追加いたしております。

款 3、項 2、目 5、子育て世帯生活支援特別給付事業費、節 3、職員手当等から 12、委託料まで事務費を計上いたしております。節 18、負担金補助及び交付金で交付金でございます。子育て世帯生活支援特別給付金で 700 万円。5 万円掛ける 140 人を想定して計上いたしております。節 22、償還金利子及び割引料で、国県補助金等返納金で 175 万 1,000 円でございます。これは令和 3 年度事業費、事務費の精算分でございます。

款 4、項 1、目 9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で 2,025 万 3,000 円でございます。各節、説明欄のとおり、4 回目接種の経費を追加いたしております。

款 7、項 1、目 4、観光費 314 万 9,000 円の減額でございます。観光推進事業を新型コロナ臨時交付金事業へ組替えのため各節、説明欄のとおり減額をいたしております。節の 18、負担金補助及び交付金、負担金で人吉球磨観光地域づくり協議会で 75 万 3,000 円でございます。こちらは派遣職員に係る構成町村負担金を追加いたしております。

款 8、項 2、目 2、道路維持費、節 14、工事請負費、町道維持修繕工事で 120 万円でございます。本年度実施箇所の変更のために追加をいたしております。

款 9、項 1、目 2、非常備消防費、節 10、需用費で、消耗品費で 207 万 9,000 円でございます。国委託事業の消防団の力向上モデル事業を追加いたしております。山林火災対応資材購入、また背負式水のう及び防火服でございます。節 17、備品購入費、遠距離無線機 318 万 6,000 円。同じく国の委託事業の消防団の力向上モデル事業を追加いたしております。孤立集落の通信訓練で、遠距離無線デバイス「ジオチャット」を設置するものでございます。

款 11、項 1、目 2、林業用施設災害復旧費、節 12、委託料。測量設計委託料で 100 万円でございます。作業道荒水谷線（令和 2 年災）の分でございますが、そちらの災害復旧測量業務分を追加いたしております。

最後に末尾に給与費明細書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 20 「議案第 8 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 20、議案第 8 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第 8 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 5,307 万 9,000 円とするものでございます。

内容につきましては、説明資料の方でご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、時間外勤務の増により、予算の不足が見込まれることから、超過勤務手当分を増、補正予算の財源として一般会計からの繰入金を増額しております。

事項別明細書の主なものとして、歳入でございますが、款の 7、項の 1、目の 2、その他一般会計繰入金 57 万 6,000 円の増。歳出予算の補正額 57 万 9,000 円から、歳入予算の補正、目 3、雑入 3,000 円控除した額を補正予算の財源分として追加しております。

款の 9、項の 2、目の 3、雑入 3000 円の増。介護認定調査に係る会計年度任用職員の雇用保険個人負担金分を追加しております。

続きまして歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、節の 3、職員手当等 52 万 6,000 円の増。款の 1、項の 2、目の 1、賦課徴収費、節の 3、職員手当等 4 万 3,000 円の増。人事異動等で時間外勤務が増加したことによりまして、予算に不足が見込まれることから追加をしております。

款の 1、項の 3、目の 1、認定審査等費、節 4、雇用保険料 1 万円の増。介護認定調査に係る会計年度任用職員の雇用保険料の不足額分を追加しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で、日程第 13、議案第 1 号から日程第 20、議案第 8 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、6 月 10 日に審議・採決を行います。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

（午前 11 時 55 分散会）